

# 令和3年度

# 住民税(市・県民税)の申告をお忘れなく!

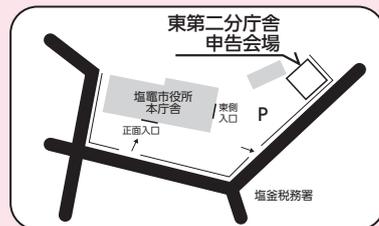


とき **2月16日(火)～3月15日(月)** ※(土)(日)(祝)は除く  
9:00～11:30、13:00～16:00

ところ **市役所東第二分庁舎1階(新設)**

☎ 税務課市民税係 ☎ 355-5914

今年から会場が変わります▶



## 住民税申告とは

個人の前年の所得に対して課される「住民税(市民税・県民税)」の算出に必要な所得・控除の状況を申告する手続きです。申告をしないと所得証明書の取得、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出など、各種行政サービスに支障をきたす場合があります。

## 申告が必要な方



- ①2カ所以上からの給与収入がある方
  - ②給与収入は1カ所のみでも、そのほかに収入がある方
  - ③公的年金等収入400万円以下でも、そのほかに収入がある方
  - ④給与、公的年金以外の所得(営業、不動産など)がある方
  - ⑤課税対象の収入がなくても、どなたの扶養親族にもなっていない方、市外在住の方の扶養親族になっている方
- ※①～④は、金額の大小を問いません

## 申告が必要ではない方



- ①所得税の確定申告を行う方
- ②1カ所からの給与収入のみで、勤務先で年末調整を済ませ、ほかに受ける控除がない方
- ③公的年金等収入400万円以下でそのほかの収入がなく、源泉徴収票に記載されている控除以外の控除を受けない方
- ④課税対象の収入がなく、市内在住の方の扶養親族になっている方

## ★感染症対策にご協力ください

- マスクの着用や手指消毒などの感染予防対策の徹底をお願いします
- 原則ご本人のみでお越しください。介助を要するなどの理由により複数名でお越しになる場合は、必要最小限の人数でお越しください

- 体調がすぐれない場合(体温37度以上など)は来場をご遠慮ください
- 来庁による申告が困難な場合は、市民税係まで相談ください

## 申告日程

2 月		
日(曜)	午前(9時～11時30分)	午後(1時～4時)
16(火)	字庚塚	石堂、白萩町、東玉川町
17(水)	松陽台2,3丁目	松陽台1丁目 楓町1～3丁目
18(木)	杉の入1,2丁目	旭町、尾島町
19(金)	杉の入3,4丁目、字杉ノ入裏 新浜町1～3丁目	桜ヶ丘、野田、南錦町
22(月)	西玉川町、母子沢町	新富町
24(水)	牛生町、芦畔町	梅の宮、小松崎
25(木)	宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所	浦戸 塩釜市漁業協同組合
26(金)	今宮町、長沢町、字長沢	海岸通、宮町、本町 みのが丘、一森山

3 月		
日(曜)	午前(9時～11時30分)	午後(1時～4時)
1(月)	貞山通2,3丁目、中の島 港町1,2丁目、舟入1,2丁目	北浜1～4丁目
2(火)	清水沢1丁目	泉沢町、後楽町
3(水)	清水沢2丁目	権現堂、向ヶ丘 栄町、月見ヶ丘
4(木)	清水沢3丁目	泉ヶ岡、香津町 佐浦町、西町、南町
5(金)	清水沢4丁目、字伊保石	錦町、花立町
8(月)	藤倉1丁目	藤倉2,3丁目
9(火)	千賀の台1～3丁目	越の浦1,2丁目 青葉ヶ丘、字石田
10(水)	大日向町	赤坂、白菊町
11(木)	予備日	
12(金)	玉川1,2,3丁目	玉川1丁目、袖野田町
15(月)	予備日	

日ごとの来場者数に極端な差が生じないように、行政区ごとに申告日の指定をしています。指定日で都合が悪い場合は、予備日にお越しください。

## 申告に必要な持ち物

持ち物の不足や、書類の不備等があると、申告受付ができない場合があります

①市役所又は税務署からの案内ハガキ、封書(届いている方のみ)	
②印鑑(シャチハタなどのスタンプ印は不可)	
③申告者本人のマイナンバーカード ※通知カードの場合は、運転免許証などの「身元確認書類」が別途必要です (本人が申告手続きをする場合と代理人が申告手続きをする場合で必要書類が異なります)	
④本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの(所得税の還付金が発生する方)	
⑤収入を証明するもの(令和2年1月1日～12月31日分)	
○事業収入、不動産収入などが分かる帳簿や経費などの領収書 ※事前に収支内訳の計算をお願いします ○給与所得、公的年金等の源泉徴収票など	
⑥控除を証明するもの(令和2年1月1日～12月31日分)※掲載のない控除については市民税係まで問い合わせ	
医療費控除	○医療費控除の明細書 ※今回から明細書の提出が必須となります 上記明細書の添付書類として、医療費の額などを通知する書類が使用可能です(注①)
セルフメディケーション税制の医療費控除の特例	○セルフメディケーション税制の明細書 ○予防接種・各種健診(検診)の領収書または結果通知表(注②) ※医療費控除制度とは併用できません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください
社会保険料控除	○領収書や「納付済額のお知らせ」など、納付額が確認できるもの ※年金から天引きされた額については、源泉徴収票に記載されています
生命保険料控除 地震保険料控除	○控除証明書、納付額証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの ○配偶者および扶養親族のマイナンバーが確認できる書類
障害者控除	○障害者手帳など各種手帳 ○障害者控除対象者認定書(注③)
寄付金控除	○領収書(証明書)など ※「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出された方が申告を行う場合は、改めてふるさと納税の金額を寄付金控除額の計算に含める必要があります
住宅借入金等特別控除	請負契約書または売買契約書(写) 登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)(原本) ○借入金の年末残高等証明書(原本)

(注①、②) 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入の方で、医療費の額などを通知する書類の再発行、健診(検診)などを受けたことの証明書を希望する方は、下記まで問い合わせください。

問 国民健康保険 保険年金課給付年金係 ☎355-6503、後期高齢者医療保険 保険年金課医療係 ☎355-6519

(注③) 要介護認定者本人または、認定者を扶養している方が、確定申告などをする際に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。ただし、身体障がい者1・2級の手帳を交付されている方は不要です。

認定内容

- ①特別障害者控除対象者(要介護度3・4・5の方、要介護度1・2で寝たきり度Bランク以上または認知症度Ⅲランク以上の方)
- ②障害者控除対象者(要介護度1・2の方)

問 長寿社会課介護保険係(吉番館庁舎1階) ☎364-1204

## 塩釜税務署(マリゲート塩釜会場)での確定申告

以下の①～⑧のいずれかに該当する申告は塩釜税務署で受け付けとなります

- ①令和2年分(令和2年1月1日～12月31日)よりも前の年分の申告
- ②譲渡収入(土地、建物、株式などを売却して得た収入)の申告
- ③申告分離課税を選択した上場株式などの配当の申告
- ④雑損控除の申告
- ⑤青色申告
- ⑥準確定申告(亡くなられた方の申告)
- ⑦消費税申告
- ⑧令和3年1月1日現在に塩釜市に住民登録がない方の申告

### 感染症対策にご協力を!

税務署(マリゲート塩釜会場)では入場整理券が必要です

○会場での当日配布

※整理券配布状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります

○LINEアプリを使用したオンラインでの事前発行ができます

発行方法は国税庁ホームページをご覧ください



問 塩釜税務署 ☎362-2151